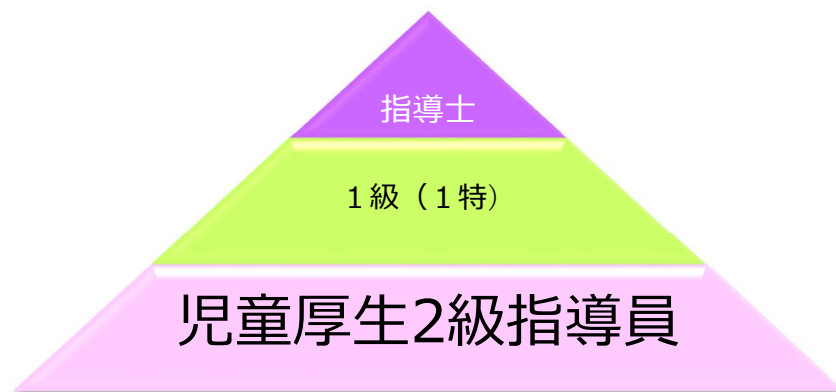


児童厚生 2 級指導員資格取得ガイド

I. 児童厚生 2 級指導員とは



児童厚生 2 級指導員は、一般財団法人 児童健全育成推進財団（以下 育成財団）が定める資格です。

児童館・放課後児童クラブの現任者が研修会で必要な科目を受講し、申請手続きを経て、育成財団が認定します。

一般財団法人 児童健全育成推進財団 資格認定委員会事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7 階

TEL 03-3486-5141 / FAX 03-3486-5142

➡ 詳しくはインターネットをご覧ください。

「資格取得のご案内」<http://www.jidoukan.or.jp/qualification/>
(この内容を冊子にして販売しています。お届け先と冊数を添えて、冊数×300円分の切手をお送りください。)

II. 研修会参加と資格認定対象者

児童厚生員（児童の遊びを指導する者）または放課後児童支援員と定めさせていただいております。大変恐縮ですが、以下の方は**対象外**とさせていただきますので、ご承知おきください。

1. 研修会修了日から起算して 1 年以内に、離職の予定がある方。
2. 児童館・児童クラブでの勤務実態が、週 3 日未満、もしくは月 12 日未満の方。
3. 学生を本分とするアルバイト勤務の方。
4. 夏休みなど、長期休みの間のみ、雇用されている方。
5. ボランティア（有償・無償を問わず）の方。
6. 事務担当者等で、加配・代替等で一時的に現場に配属されている方。
7. 保育所内で専用室を持たずに付加的に実施している放課後児童クラブに勤務している方。
8. 企業や NPO 等、民間で独自に実施している類似事業に従事している方。
9. 放課後子ども教室と渾然一体となった、いわゆる全児童対策事業に従事している方。
10. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない施設・事業等に従事している方。

Ⅲ. 受講科目

1	健全育成論
2	児童館論Ⅰ ★
3	児童館論Ⅱ ★
4	児童の発達理論
5	配慮を要する児童の対応★
6	安全指導・安全管理
7	救急法
8	個別援助活動
9	地域福祉活動
10	集団援助活動
11	ゲーム・運動遊び
12	表現活動
13	ゲーム・運動遊び または 表現活動

★旧体系科目と読み替えが可能です。

- ・児童館論Ⅰ ←旧 児童館論
- ・児童館論Ⅱ ←旧 放課後児童クラブ論
- ・配慮を要する児童の対応
←旧 児童福祉援助技術総論


以下の講習に相当します。

- ・消防署の普通救命講習（3時間）
- ・赤十字救急法基礎講習（4時間）
- ・上の2つより上級にあたるもの

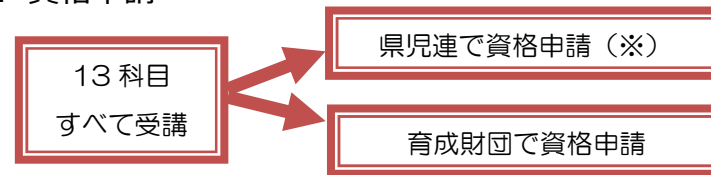
11、12のどちらかを2回、合計3科目。

こんなときは…

- ・既に受講した科目の名前が上の表に載っていない。
- ・他の都道府県で受講できる研修があるか知りたい。
- ・インターネット環境がなく、詳しいことが調べられない。
- ・申請前に不明瞭な点を確認したい。

 資格認定委員会事務局までお問い合わせください。

Ⅳ. 資格申請



※ 申請受付をしていない児童館連絡協議会（県児連）もあります。研修の際にお確かめください。

【育成財団に申請する方法】

- ① 申請料 5,000 円を振り込んでください。《同時に個人会員にご入会される方は 8,000 円、既に入会済みの方は 3,000 円》
- ② お名前、科目名、受講日が分かる「修了証」や「履修書」のコピーを、全科目分用意してください。
- ③ 「児童厚生 2 級指導員資格申請書」に記入し、振込受領書と②を添えて 資格認定委員会（表面参照）までお送りください。
- ④ 審査を経て資格を発行します。約 2 ヶ月後、認定証・認定カードをご自宅宛に郵送します。

振込先 （郵便振替） 00140-6-465899
 一般財団法人児童健全育成推進財団研修口
 ※ 通信欄に「2 級資格」と記入してください。
 （ゆうちょ銀行）^{ゼロイチキョウ} 〇一九支店 当座 0465899
 一般財団法人児童健全育成推進財団

申請前に退職した場合や休職中は資格認定ができません。
 児童館・放課後児童クラブに復職してからご申請ください。